

奈良県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ヤスイ薬局辻	生駒市辻町三九七番地八 東生駒八番館一階	令和八年六月二十日
医療法人友岡診療所	生駒市辻町三九七番地八 東生駒八番館二階	令和八年六月三十日
山田歯科クリニック	橿原市久米町五二四番地一	令和八年六月三十日